

1 開会日時

平成 29 年 6 月 26 日（月）午後 2 時

2 閉会日時

平成 29 年 6 月 26 日（月）午後 2 時 32 分

3 会議開催の場所

柳川庁舎 2 階 大会議室

4 出席者

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 教 育 長    | 成 田 一 二 三 |
| (2) 教育長職務代理者 | 佐 藤 克 則   |
| (3) 委 員      | 石 澤 千 鶴 子 |
| (4) 委 員      | 斎 藤 誠 子   |
| (5) 委 員      | 池 田 享 誉   |
| (6) 委 員      | 大 嶋 憲 通   |

5 事務局出席職員

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) 教 育 部 長         | 横 山 克 広   |
| (2) 理事教育次長事務取扱      | 工 藤 裕 司   |
| (3) 浪 岡 教 育 事 務 所 長 | 山 内 秀 範   |
| (4) 参事総務課長事務取扱      | 佐々木 淳     |
| (5) 参事市民図書館長取扱      | 若佐谷 昭 人   |
| (6) 参事学校給食課長事務取扱    | 佐々木 祐 子   |
| (7) 社 会 教 育 課 長     | 奥 崎 和 彦   |
| (8) 文化スポーツ振興課長      | 木 村 久 美 子 |
| (9) 中央市民センター館長      | 杉 山 潔     |
| (10) 文 化 財 課 長      | 渡 邊 薫     |
| (11) 学 務 課 長        | 高 橋 光 夫   |
| (12) 指 導 課 長        | 石 岡 篤 実   |
| (13) 浪岡教育事務所教育課長    | 伊 藤 慶 尚   |

6 会議に付議された案件

(1) 議案（議案第 20 号及び第 21 号は非公開）

- |          |                     |               |
|----------|---------------------|---------------|
| 議案第 19 号 | 臨時に代理し処理した事項の承認について | (教育委員会事務局総務課) |
| 議案第 20 号 | 臨時に代理し処理した事項の承認について | (学務課)         |
| 議案第 21 号 | 臨時に代理し処理した事項の承認について | (学務課)         |
| 議案第 22 号 | 臨時に代理し処理した事項の承認について | (文化スポーツ振興課)   |

(2) 報告

- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| ①寄附採納について                 | (教育委員会事務局総務課) |
| ②平成 30 年度重点事業に関する要望について   | (教育委員会事務局総務課) |
| ③平成 29 年度文化芸術資源活用交流事業について | (文化スポーツ振興課)   |

- ④いじめ防止等対策について (指導課)  
⑤青森市いじめ防止対策審議会臨時委員の辞職について (指導課)

## 7 会議録署名委員

- (1) 大 嶋 憲 通  
(2) 佐 藤 克 則

## 8 会議の概要

午後2時に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、議案第20号及び第21号は人事に関する議案であることから、青森市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づき、非公開の会議とし、議案第19号、第22号及び報告事項並びにその他が終了した後に審議することとした。

次に、議案第19号及び第22号を審議し、原案のとおり決定し、5件の事案を報告した。

その後、非公開の会議とした議案第20号及び第21号を審議し、原案のとおり決定し閉会した。

## 9 会議の状況

### (1) 議事

#### ○成田教育長

それでは、議事に入ります。

議案第19号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

#### ○教育部長

議案第19号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

平成29年6月1日付の人事異動についてであります。

異動規模は、教育委員会内の異動が1名となっており、社会教育課主査の伊藤亮を文化スポーツ振興課主査として、兼務させることとしたものであります。

その理由といたしましては、文化スポーツ振興課において、6年に一度開催される市町村対抗県民体育大会や「AOMORI トリエンナーレ 2017」の開催など、今年度に特化した内容の事業の実施が重なるとともに、業務量も当初の想定以上に増加していることから、現在の配置人数では対応が困難であるものとの判断のもと、教育委員会事務局内での協力体制を構築し、文化スポーツ振興課における円滑な事務の遂行を図ることとしたものであります。

これについて、緊急に処理する必要があるため、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、これを報告し承認を求めます。

以上でございます。

#### ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

#### ○成田教育長

それでは、議案第19号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 19 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、本日の議案である議案第 22 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」は、私自身に関する議案となっておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、私が議事に参与することができませんので、この議案の審議につきましては、私が退室し、佐藤教育長職務代理者による議事の進行により審議していただきたいと思いますと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 22 号の審議については、佐藤教育長職務代理者に議事を進行していただきます。

それでは、私は退室いたしますので、佐藤教育長職務代理者に議事の進行をお願いいたします。

～ 成田教育長退室 ～

～ 佐藤教育長職務代理者議長席へ移動 ～

**○佐藤教育長職務代理者**

それでは、議事に入ります。

議案第 22 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

**○教育部長**

議案第 22 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

教育長の一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社評議員の兼職の許可についてであります。

一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社評議員に就任しております成田教育長の任期が平成 29 年 6 月の同公社定時評議員会の終結時に満了することとなり、同公社理事長より、引き続き教育長に対し、評議員に就任していただきたい旨の依頼がありました。

評議員への就任の取り扱いにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条の規定に基づき、教育委員会の許可を得る必要があるものであります。

なお、現在の評議員の任期につきましては、平成 29 年 6 月 26 日に開催されます同公社定時評議員会において選任された日から選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとなりますので、許可期間としては、平成 29 年 6 月 26 日から平成 32 年度に関する定時評議員会の終結のときまでとなります。

これについて、先週 6 月 23 日までに緊急に処理する必要があり、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上でございます。

**○佐藤教育長職務代理者**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○佐藤教育長職務代理者**

それでは、議案第 22 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤教育長職務代理者

御異議がないようですので、議案第 22 号については原案のとおり決定することといたします。

それでは、議案第 22 号の審議が終了しましたので、ここからの議事は成田教育長にお願いすることといたします。

成田教育長にお伝えください。

～ 成田教育長入室、議長席へ移動 ～

～ 佐藤教育長職務代理者、委員席へ移動 ～

(2) 報告

○成田教育長

それでは、議事を続けます。次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 5 件となっております。

まず、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

それでは、寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（平成 29 年 5 月 1 日～5 月 31 日）」をごらんいただきたいと思っております。

まず、小学校に対する寄附採納につきましては、北畠外科胃腸科医院様から車椅子の寄贈申し出、みちのく銀行労働組合様から図書カードの寄贈申し出があり受領いたしました。

また、小・中学校及び市民図書館につきましては、板橋かずゆき様から「板橋かずゆきビジュアルブック CD つき『光(HIKARI)』」の寄贈申し出があり受領いたしました。

このたびの御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、次に移ります。報告 2 「平成 30 年度重点事業に関する要望について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

平成 30 年度重点事業に関する要望について御説明申し上げます。

本市では、市勢発展のために必要な施策・事業のうち、緊急性及び重要性が高く、国・県等の協力により早期実現・促進が図られる事項につきまして、毎年度要望しております。

重点事業に関する要望につきましては、7 月 25 日に開催予定の県理事者に対する重点事業説明会において、市長が知事に直接要望書を手渡し、最重点要望項目を中心に県理事者との意見交換などを行う予定となっております。

それでは、資料を見ながら説明していきたいと思っておりますけれども、まず、資料の 1 ページ目をごらんいただきたいと思っております。

資料 1 ページ目につきましては、最重点要望項目として整理された 6 項目が記載されております。なお、6 番にマルがついておりますけれども、こちらについては、今年度新規に要望する項目であります。

これら6項目のうち、教育委員会が所管するのはNo.4の「スクールカウンセラー派遣の拡充について」となっております。

次に、2ページ目をごらんください。

2ページ目につきましては、重点要望項目として整理された16項目について記載しております。

このうち、教育委員会が所管するのはNo.4の「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催効果の獲得について」、No.13の「縄文遺跡群の世界遺産登録の推進と史跡の保存・整備・活用について」、No.14の「少人数学級編制の推進について」、No.15の「特別支援教育（情緒障害）の推進について」及びNo.16の「第80回国民体育大会における開催経費の負担について」となっており、そのうちNo.16については、新規要望項目となっております。

それでは、教育委員会が所管する要望項目の内容につきまして御説明してまいりたいと思います。

まず、3ページ目をごらんいただきたいと思います。

初めに、「スクールカウンセラー派遣の拡充について」御説明申し上げます。

本市におきましては、不登校の児童生徒への対応が重要な課題となっており、小学校段階から計画的・継続的な教育相談体制の構築が求められております。

スクールカウンセラーは、児童生徒、保護者、教職員のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに大きく貢献しているところでありますが、現在派遣されていない学校においても、スクールカウンセラーの派遣を強く望んでいる学校が多くあります。

また、昨年度、本市生徒が死亡する重大事態が発生した際には、県によるスクールカウンセラーの緊急派遣対応により、事案発生後、速やかにかつ適切な心理教育を施すことが可能となり、多くの生徒の心の健康の維持・回復に効果が得られたと考えております。

今後、スクールカウンセラーを各学校が組織する「いじめ防止等対策委員会」に加え、いじめのさらなる認知や早期解消への意見・提言を通して、いじめ防止対策を進める必要があると考えております。

こうしたことから、資料では中段に記載しておりますけれども、「全小・中学校にスクールカウンセラーを派遣できる体制の構築」、「同一中学校区内の小・中学校に、スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築」について要望するものであります。

次に、資料4ページ目になりますが、「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催効果の獲得について」御説明いたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催により、日本各地に数多くの外国人旅行者が訪れるなど、多方面にわたる開催効果が期待されております。

本市では、これまでも外国人観光客の誘客促進に向けた取り組みを初め、交流人口の拡大による地域の活性化を目指し、スポーツ合宿等の誘致に取り組んできたところであり、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催前にトレーニングを行う事前キャンプの誘致につきましても、地域活性化に寄与する絶好のチャンスとして捉え、関係スポーツ団体や地域住民の協力はもとより、国や県の指導・協力が不可欠であると考えております。

こうしたことから、資料中段に記載しておりますとおり、「県のネットワーク等を活用した2020年東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ受入れに向けた誘致活動の推進と支援」について要望するものであります。

次に、5ページ目になりますが、「縄文遺跡群の世界遺産登録の推進と史跡の保存・整備・活用について」御説明いたします。

本市には、三内丸山遺跡を初め、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の

国史跡が所在しておりますが、資料下段の経緯に記載してありますとおり、平成 21 年 1 月には、三内丸山遺跡及び小牧野遺跡を含む「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」がユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載され、平成 29 年 3 月には世界遺産登録推薦書素案を文化庁に提出するなど、世界遺産登録に向けた各種作業に取り組んでいるところであります。

世界遺産登録の実現や史跡の適切な保存・整備・活用を推進するためには、国や県の指導はもとより、関係団体や専門家、地域住民の協力などが不可欠であります。

こうしたことから、資料中段に記載してありますとおり、「縄文遺跡群の世界遺産登録の早期実現と気運醸成の促進」などの 4 点につきまして要望しようとするものであります。

次に、資料 7 ページ目の「少人数学級編制の推進について」御説明いたします。

学級編制に係る国の基準につきましては、小学校 1 年生のみが 35 人となっておりますが、県独自の基準により、33 人学級編成が平成 27 年度から小学校 4 年生まで拡大され、現在、小学校については、1 年生から 4 年生まで、中学校については、1 年生に実施されているところであります。

しかしながら、教育委員会といたしましては、教育環境のさらなる向上を図るため、残る小学 5・6 年生と中学 2・3 年生についても、少人数学級編成を実施することが必要と考えております。

こうしたことから、資料中段に記載してありますとおり、「少人数学級編制の推進のため『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』の改正に関する国への働きかけ」などの 3 点について要望しようとするものであります。

次に、資料の 8 ページ目になりますけれども、「特別支援教育（情緒障害）の推進について」御説明いたします。

現在、青森県では情緒障害児を対象とした特別支援学校が設置されていないため、これらの児童生徒に対する教育につきましては、市町村立の小学校及び中学校の特別支援学級で行われておりますが、情緒障害のある児童生徒は増加の傾向になっております。

加えて、各都道府県に少なくとも 1 カ所設置すべきとされている情緒障害児短期治療施設の入所児童生徒の学校教育につきましても、それぞれの都道府県全域または他県から広域的に受け入れている状況にもかかわらず、市町村立の小学校及び中学校の特別支援学級在籍という扱いとなっていることから、さらなる教育環境の向上を図るための財政支援が必要となってきたところであります。

こうしたことから、資料中段に記載してありますとおり、「情緒障害のある児童生徒が就学できる特別支援学校の設置に向けた『学校教育法』の改正に関する国への働きかけ及び特別支援学校の設置」などの 2 点について要望しようとするものであります。

最後に、資料の 9 ページ目になりますけれども、「第 80 回国民体育大会における開催経費の負担について」御説明いたします。

2025 年に本県での開催を予定している第 80 回国民体育大会については、国内最大のスポーツの祭典であるとともに、この開催により、スポーツ振興や経済波及効果など、さまざまな効果が期待されておりますが、国体開催における大会運営費や施設整備費等については、本市と同規模の先催都市の状況を見ますと、多額の費用負担が必要になってくるものと見込まれております。

こうしたことから、資料中段に記載してありますとおり、「第 80 回国民体育大会における各競技会の開催経費についての支援」について要望しようとするものであります。

説明は以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

#### ○成田教育長

それでは次に、報告3「平成29年度文化芸術資源活用交流事業について」事務局から説明をお願いします。

#### ○文化スポーツ振興課長

平成29年度文化芸術資源活用交流事業について御報告申し上げます。

配付資料をごらんください。

教育委員会では、本市と包括協定を締結した京都造形芸術大学や、本市出身で世界的に活躍する若手クリエイター等と連携・交流を行うことにより、将来を担う子どもたちの創造性を育み、もって本市の魅力の向上につなげることを目的とする文化芸術資源活用交流事業を実施いたします。

今年度の実施内容といたしましては、若手クリエイターとの交流事業として、7月20日、21日の2日間にわたり、本市出身のファッションデザイナー、北澤武志氏をお招きし、青森市立古川中学校と母校である青森市立横内中学校の生徒を対象に講演会を開催し、生徒が自分のキャリアを考えるきっかけづくりとなるよう、夢を追い続ける自身の体験や、ものづくりに対する思い、グループワークの大切さ等をお話しいたします。

今後につきましては、現在、京都造形芸術大学と調整中ではありますが、本市より同大学への美術教諭等の派遣や、同大学教員による小・中学生対象ワークショップ等を開催する予定となっております。

詳細につきましては、後日改めて御説明いたします。

以上でございます。

#### ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等がありますでしょうか。

～ なし ～

#### ○成田教育長

それでは次に、報告4に移ります。報告4「いじめ防止等対策について」事務局から説明をお願いします。

#### ○指導課長

いじめ防止等対策について、5月15日開催の第5回定例会後の動きを合わせながら御報告いたします。

配付資料をごらんください。

初めに、御遺族からの要望書に対する青森市いじめ防止対策審議会の取り組みについて御説明いたします。

去る5月22日、審議会は、御遺族に対して要望書に対する回答を文書にて提出いたしました。その後、5月28日に、いじめ防止対策審議会臨時会を開催し、報告書案の最終確認と御遺族からの要望書に関する再度の説明への対応について協議いたしました。

その後、5月31日には、審議会が再度の説明を行っております。

なお、5月31日をもって、いじめ防止対策審議会委員5名の任期が終了し、臨時委員2名についても辞職願が教育委員会に提出されましたことから、同日付で承認いたしました。

次に、御遺族からの要望書に対する教育委員会の対応につきましては、既に御存じのとおりかと思いますが、記載のとおりであります。

次に、月例報告に基づくいじめの認知件数につきましては、平成29年5月の認知件数

は、小学校 88 件、中学校 58 件、小・中学校合わせて 146 件となっており、全て解消に向けて取り組み中となっております。

今後も青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針に基づき、早期発見・早期対応を徹底するよう指導してまいります。

次に、「フレンドリーダイヤル 743—3600」を初め、教育委員会事務局指導課に寄せられた相談電話の件数について、5月分の状況を御報告いたします。

相談件数は合計 31 件となっており、その内訳といたしましては、「いじめに関すること」が 2 件、「いじめ以外のこと」が 29 件となっております。

それぞれ、相談者の悩みや不安を的確に捉え、学校や関係機関に適切に情報提供しながら、早期解決に努めております。

教育委員会といたしましては、各学校がいじめの未然防止のための取り組みが実効的なものになるよう、学校訪問を初め、いじめ防止推進教師連絡会等を通して、児童生徒の問題に対処する治療的予防と並行して、児童生徒がみずから問題を回避・解決できる能力・態度を養う教育的予防の推進のための助言を行い、学校の取り組みを支援してまいります。

また、浪岡地区につきましては、引き続きカウンセリング・アドバイザーや指導主事の派遣による支援を継続して行ってまいります。

以上でございます。

#### ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

#### ○成田教育長

それでは次に、報告 5 「青森市いじめ防止対策審議会臨時委員の辞職について」事務局から説明をお願いします。

#### ○指導課長

青森市いじめ防止対策審議会臨時委員の辞職について御報告いたします。

配付資料をごらんください。

このたび、青森市いじめ防止対策審議会臨時委員として就任しておりました、木村伸一氏及び本田政邦氏の 2 名から、平成 29 年 5 月 31 日付で辞職願が提出され、これを承認いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

#### ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

### (3) その他

#### ○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありませんでしょうか。

～ なし ～

#### ○成田教育長

それでは、事務局から何かありますか。

～ なし ～

### (4) 議事（非公開の会議）

#### ○成田教育長

なければ、先ほど非公開の会議とした、議案第 20 号及び議案第 21 号の審議に入りたい

と思います。

青森市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、傍聴人及び記者の皆様は退室してください。

～ 傍聴人及び記者退室 ～

(議案第 20 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 21 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」)

—— 原案のとおり決定 ——

#### ○成田教育長

それでは、これで本日予定しておりました議案の審議等が全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成 29 年第 6 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 29 年 6 月 26 日開催の平成 29 年第 6 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 29 年 7 月 18 日

書 記 横 内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 29 年 7 月 18 日

署名委員 大 嶋 憲 通

署名委員 佐 藤 克 則